

平成 26 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 26 年 10 月 1 日

佐々木委員

薬物乱用防止教育の徹底を総理指示で根絶のため緊急対策があり、文部科学省が薬物乱用防止教育の更なる充実について、徹底の通知を出している。特にその中で外部講師を招いての薬物乱用防止教育開催などの危険ドラッグの乱用防止を児童・生徒に徹底するよう求めるということも、平成 26 年 8 月 11 日の教育新聞に掲載されておりました。昨日、厚生常任委員会でも質疑が行われ、神奈川県薬物の乱用防止に関する条例（仮称）素案が発表になり、その中の 9 番、9 項目めにも教育及び学習の推進ということで、県は青少年をはじめとする県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動ができるよう教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとするということが、明確に書かれています。素案ではありませんが、その中で薬物乱用防止教育について、幾つかお伺いしていきたいと思えます。まず、この危険ドラッグをはじめとする薬物乱用防止教育について、教育委員会として今までどのように対策し、取り組んでいたのか伺います。

保健体育課長

教育委員会では、教育長を委員長とします神奈川県学校喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策推進協議会を設置して、児童・生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するための効果的・総合的な対策を協議し、取組を進めております。なお、この協議会につきましては、学校、家庭、地域の連携を図るために、県教育委員会や県立学校長の他、医師会、薬剤師会、PTA などの方々に加わっていただいた組織であり、幅広い連携体制をとっているところです。

佐々木委員

では、県立学校ではこの薬物乱用の危険性について、具体的に生徒に対してどのように教えているのか、お伺いします。

保健体育課長

薬物乱用につきましては、学習指導要領に基づき小学生、中学生、高校生のそれぞれの発達段階に応じて、保健体育の授業の中で教えております。高校生を例にとりますと、保健の授業の中で薬物の乱用は心身の健康、社会の安全などに対して様々な影響を及ぼすので、決して行ってはいけない。また、薬物乱用を防止するには、個人が正しい知識や健全な価値観を持たなくてはならない。また、法的な規制、あるいは行政的な対応などの対策が必要である。こういったことにつきまして、教科書は元より私どもが作成した資料を活用して教えているところです。

佐々木委員

では、この教育に対して N P O とか諸団体、そういうところと連携をしているはずですが、何団体くらいあるのでしょうか。

保健体育課長

神奈川県学校喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策推進協議会では、20 を超える団体と連携しているところです。

佐々木委員

厚生常任委員会の中では、NPO、様々な団体と連携している団体が 182 団体と言っていました。教育委員会も関連団体との連携をしっかりと行っていくべきではないか、活用していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

保健体育課長

薬物乱用につきましては、本当に幅広い対策が必要ですので、当然いろいろな民間の団体、NPOの団体、こうした団体と連携した中で取組を進める必要があると考えております。

佐々木委員

先ほど言いました総理の指示において文部科学省が通知を出しているわけですが、平成 25 年 8 月 7 日の政府の薬物乱用対策推進会議の中でも、学校保健計画に位置付けて全ての中学校、高校で年 1 回開催するよう指導されているということは御承知のとおりだと思いますが、中学校、高校においては毎年 1 回開催されているのか、伺います。

保健体育課長

今のお話は、薬物乱用防止教室のことであると考えておりますが、これにつきましては、年 1 回以上開催するよう学校に対しても指導を行っており、高校の場合には現在 100%行っております。また、中学校では 96.4%となっております。

佐々木委員

これが、やはり大事だと思います。様々な指示の中でも、警察官とか麻薬取締官のOBですとか、医療関係の学校薬剤師、そういった方々が、今度は外部講師としてやってもらいたいと思いますし、学校の保健関係の先生なども、もちろん取り組んでいけると思います。その中で、学校の授業以外での取組について、事例があれば教えていただきたいと思っております。

保健体育課長

授業以外ということでお話し申し上げますと、今お話しさせていただきました薬物乱用防止教室がやはり授業以外の取組としては、行っているところです。今お話がありましたように外部講師による講演とか、あるいはビデオの上映、生徒とのディスカッション、こういったものを通して、薬物の危険性について子供たちに訴えているといったことが主体となっております。

佐々木委員

国の通知の中でも、小学生についても指導を行うことが必要とされていますが、小学校での取組についてはいかがでしょうか。

保健体育課長

小学生につきましても、教科書の中で簡単な内容ですが、喫煙等をはじめとする健康に害を及ぼすものについての学習はしているところです。また、先ほどからお話にあります薬物乱用防止教室ですが、小学校においては 55.6%、約半数の

学校で行っているといった状況です。

佐々木委員

外部講師の薬物乱用防止教室が 55.6%、県内全域でしょうか。

保健体育課長

薬物乱用防止教室と銘打って行っているものであります。ただ、委員お話しの 100%外部講師とは限りませんので、学校の先生等が行っている場合もあります。

佐々木委員

その通知の中で、スマートフォンをはじめとするインターネットを介する薬物入手の危険性が高まっているので、そういう関連サイトにつなぐ、防止するフィルタリングを徹底する、そういうことも書いてあるわけですが、その取組はどうでしょうか。

保健体育課長

フィルタリングの徹底につきましては、薬物乱用に限らずいじめ等もあり、また、不純異性交遊とか様々な部分でのフィルタリングが必要だということで、学校に対する指導を行っているところです。今回、また通知が出ましたので、更に徹底が必要だと考えております。

佐々木委員

徹底はしているが、実際問題、取組としてはそんな状態でしょうか。

I C T推進担当課長

全県立学校については、基本的には一つのネットワークの中で動いておりますので、フィルタリングを平成 16 年以降については完全に実施しております。よって、委員御指摘のとおり、薬物系、様々な危険サイトについては閲覧ができないという形で動いております。ただし、これは学校内からのものですので、個人が持っているスマートフォン等についての啓発等は、別に行っていると御理解いただければと思います。

佐々木委員

このたび、タブレット型端末やら県立生田高校で拝見したような教材にも、フィルタリングがかかっているのでしょうか。

I C T推進担当課長

そのとおりであります。

佐々木委員

外部講師を活用する薬物乱用防止教室は、いろいろな講師がいると思います。医療系の医師とか薬剤師とか、そういう方が話す内容と、また、警察官、あるいは麻薬取締官のOBが話す内容は、自然と違って来るだろうと思います。その中で、基本的な研修を講師になる方にはしているということではありますが、そのベースとなる一定の同じレベルで、最低限伝えたいことは教育委員会としてあるのではないかと思います。外部講師であっても、最低限こういうことは伝えていただきたいという講師の研修は行われているのかどうか、お伺いします。

保健体育課長

私どもは、この薬物乱用防止教室の講師は児童・生徒に対して最低限教えなければならぬ内容、あるいは最新の情報、そういったものを得ていただくために指導者の講習会を毎年開催しております。この講習会では、せりがや病院の医師による薬物の身体への影響について、あるいは麻薬取締機関職員による取締り状況についての講義、元薬物依存者の体験談といったものを織り交ぜまして、専門的で本質的な内容について扱っているところです。

佐々木委員

今後、条例もできていることですので、是非先ほど言った団体などと積極的に接触をして、幅広く外部講師なども募っていく方が良いのではないかと。国の通達にもあった警察官、麻薬取締OB、学校薬剤師、様々な団体の方も小学校などでは、一般の方でも外部講師として協力できるということも聞いており、なるべくそういう機会を多くしていくべきではないかと。そして、子供たちの健全な育成のために役立つべきではないかと思いますが、その辺の具体的にすぐには答えられないかもしれませんが、積極的にこういう教室を増やしていくという考え方があるかどうか、お伺いします。

保健体育課長

各団体との連携につきましては、私ども県の方でも知事を本部長とする対策推進本部といったものを組織して、その中で警察、医師会、薬剤師会といったものが構成員となり、啓発活動、取締り、あるいは中毒対策といったところと総合的に連携をとって行っているところです。具体的には、例えば教員用の補助資料を作成しておりますが、それに当たりましては、当然病院の医師の協力を得る、あるいは教室の外部講師に様々な専門家に御協力を頂く、また、薬物乱用の防止を目的としたキャンペーン活動もしており、街頭キャンペーンを行っていて、警察署やPTAの方々にもたくさん出ていただいて御協力いただきながら、毎年100箇所以上の鉄道駅で行っているという状況もあり、これからもたくさんの様々な関係団体と連携して進めてまいりたいと思っております。

佐々木委員

御答弁いただきましたように、是非様々な角度から連携を密にさせていただければと思います。子供たちの健全な育成については、予算がかからない部分でもたくさん協力してくださる方が私はいると思いますので、そういう意味では、民間の活用、薬物乱用防止教育については、是非積極的に活用して、幅広く生徒たちに徹底していただくようお願いしたいとともに、児童についても具体的に様々な指示、それから、要望を市町村の教育委員会などに伝えていただくよう、よろしく申し上げます。

続いて、高校生等奨学給付金についてお聞きしたいと思います。我が党は奨学のための給付制度の創設を強く主張しており、先日の本会議の一般質問でも、我が会派からも高校生等奨学給付金について質問をさせていただいたところであり、国が今年度から予算化した制度で、県教育委員会においてもすぐに呼応して、平成26年度当初予算に計上し、平成26年9月から申請を受け付けている。

教育長の答弁を踏まえつつ、何点かお伺いしたいと思います。まず、この制度の概要を確認しておきたいと思います。

教育局財務課長

高校生等奨学給付金の支給要件につきましては、市町村民税所得割非課税世帯、または生活保護世帯で、保護者等が神奈川県内に在住しており、高校生等が就学支援金の支給対象である学校に在学している世帯ということで、国の制度と同じ要件にしてあります。支給額につきましては、市町村民税所得割非課税世帯で、第一子の高校生等がいる世帯は、国公立の場合で年額3万7,400円、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第二子以降の高校生等がいる世帯は、国公立で年額12万9,700円が授業料以外の教育費である教材費や生徒会費などを想定して支給されるということで、支給額も国の制度と同じ基準であります。

佐々木委員

制度周知については、積極的に取り組んでいただいていると評価するところですが、特に重視した点というのはどういうところでしょうか。

教育局財務課長

周知については、主に2点あります。一つは、神奈川県内在住というのが支給要件となりますので、幅広い周知が必要という視点から、県のたより、県のホームページを活用して周知をしています。もう一つは、きめ細かく周知するという視点から、日本語を母語としない保護者を想定して、10箇国語による制度のお知らせを作成、配付をしております。また、生活保護世帯を想定して、県内福祉事務所を通じて、制度の周知も実施しているということです。

佐々木委員

支給対象者数としてはそれほど多くないかもしれませんが、県外の私立高校に進学した方への周知はどうなっていますでしょうか。

教育局財務課長

まず、県内に在住していることが支給要件の一つとなりますので、県のたよりなどで広く周知することで対応しております。それでは不十分と思っておりますので、県内からの進学先として想定される東京都内の全ての私立高校に加え、本県の高等学校奨学金を利用した実績のある県外学校にも全て周知を依頼しております。そうすると、450校ほどに別途周知をしていることとなります。

佐々木委員

この申請期間が平成26年9月の1箇月間となっておりますが、我が会派の一般質問に対して、期間内に提出が困難な理由がある場合は、12月中旬まで提出期限を延長するという答弁がありましたが、具体的にいつまで、どのようなことを想定しているのか、お聞きしたいと思います。

教育局財務課長

制度初年度であることを踏まえ、申請期間につきましては、平成26年9月末までに提出が困難な理由がある場合につきましては、平成26年12月15日まで提出期限を延長することとしました。提出が困難な理由としては、保護者が日本語を

母語としないため、新制度の理解に一定期間を要する場合、新制度があることに全く気が付かなかった場合などを想定して、期間を延長したものです。

佐々木委員

気が付かなかったということにはいろいろなことが想定されるわけですが、延ばしていただいたことは有り難いと思っております。今後の取組について、教育長から生徒、保護者の声を聞きながらという趣旨の答弁がありました。その件について、具体的にどんな声が上がっているのか、お聞きしたいと思います。

教育局財務課長

何人かの通信制の高校に通学する生徒の保護者から、支給対象にしてほしいという声を聞いております。その背景として、高校生等奨学給付金の支給対象は、生活保護世帯、または市町村民税所得割の非課税世帯ということですが、通信制の高校に通学する生徒のいる生活保護世帯は、国庫補助対象とされていないということがあります。その理由は、生活保護世帯には修学旅行以外の教育費を生活保護費で支給しておりますので、修学旅行費に対してこの給付金を支給しますが、通信制の高校では修学旅行が行われていないという前提で、国庫補助制度を設計しているということが背景にあります。

佐々木委員

そういう声に対しては、具体的にどのように応えていこうとしているのか、その辺を最後にお聞きしたいと思います。

教育局財務課長

通信制の高校でありましても、全日制の高校と同様に修学旅行を実施している学校もありますので、そのような声をしっかりお聞きした上で、国に対して制度の見直しを働きかけてまいります。

佐々木委員

最後に要望であります。文部科学省の平成 27 年度概算要求においても、この高校生等奨学給付金について、大幅な拡充をされるというような見通しになっておりますので、経済的に厳しい世帯への支援という視点は更に持っていただき、国の動きを見極めながら、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。お願い申し上げて、質問を終わります。